

請求権問題の解決策について

理財局

今次の日韓両国外相会談において、韓国側から、請求権問題で未合意となっているO/A債権の支払期間及び有償返済協力の償還期間の問題を解決したいという要請があった際には、韓国側が漁業専管水域問題(李ライン問題)に関する日本側主張(12浬)を呑んだ場合には限り大平書簡の修正を考慮するものとし、その場合における修正内容は、下記のとおりとするのが妥当と考える。

記

(1) O/A 債権

(a) 支払期間

3年間(大平書翰のとおり)とする。

(b) 無償返済協力の繰上供与

O/A債権支払分を無償返済協力から減額する結果、韓国の5ヵ年計画遂行に支障を来す際には、双方の合意により、3年間毎年の供与額が250万ドルに達するまで、無償返済

済協力の繰上供与を行なう。

(1) 有償返済協力の繰上供与

上記の無償返済協力の繰上供与を実施した場合は、有償返済協力の繰上供与は、これを実施しない。

(2) 有償返済協力の償還期間

7年据置後13年(計20年)(大平書翰のとおり)とする。

(注) 上記案は、外務省から大蔵省あてに38年5月27日付で提案された修正提案と同内容である。